

# 町・県民税の寄附金税制が拡充されました

地方税法の改正により、町・県民税の寄附金控除の制度が変わりました。この改正は平成20年1月1日以後に支出した寄附金が対象となります。

- ・広島県協同募金会に対するもの
- ・日本赤十字社広島県支部に対するもの
- ・県条例により指定された団体に対するもの

○控除対象となる寄附金の範囲  
 ○寄附金控除を受けるためには申告が必要

町・県民税の寄附金控除を受けようとする場合

には、税務課（平成21年1月1日現在お住まいの市町村）で申告をしてください。

■税務課 ☎820・5603



**障害者控除対象者認定書の発行について**  
 所得税法や地方税法における「障害者控除」は、身体障害者手帳等の交付を受けている人が対象となりますが、手帳を持っていないくても、65歳以上の人で、身体・知的障害者に準ずる者として町が認定した場合は、「障害者控除対象者認定書」を交付します。

▽申請者：本人またはその親族（本人以外の人が申請する場合、本人の同意が必要です）  
 ▽必要なもの：申請者の印鑑

申請しても、必ず障害者控除の対象になるとは限りません。また、「すでに身体障害者手帳等を持っている人」や、「本人または扶養者が非課税で申告する必要のない人」は申請の必要はありません。

■福祉課高齢者福祉グループ ☎820・5605

適用下限額	控除対象限度額	控除率	控除方式	区分
10万円	総所得金額等の25%	適用対象寄附金 ×税率（10%）の軽減効果	所得控除方式	改正前（平成20年度まで）
5千円	総所得金額等の30%	①『地方公共団体に対する寄附金5千円』×10% ②『地方公共団体に対する寄附金5千円』×90%-0.40%※②については住民税所得割額の1割を限度	税額控除方式	改正後（平成21年度から）

所得税は寄附を行った年分の所得税から、住民税は寄附を行った年の翌年分の住民税から控除されます。

## 4月から 廃プラの分別区分を変更します

4月1日（水）から、より良いリサイクルを推進するため、資源物（I）の廃プラスチックの分別収集区分を変更します。

町民の皆さんのご協力をお願いします。

■生活環境課 ☎820-5606

### ○廃プラスチック

- ・よくきれいに洗ってください。
- ・中身を出し切ってください。



### 資源物（I）（容器包装プラ）

- ・お菓子や野菜などの袋
- ・カップ麺などの容器
- ・レジ袋



↑このマークが目印です。

### 可燃ごみ（その他プラ）

- ・歯ブラシ
- ・ボールペン、プラスチック製の定規
- ・容器包装プラでも、汚れのとれないもの



### ごみは決められたステーションに出しましょう

ごみステーションは地域の利用者により日頃から清潔に保たれていますが、最近、地域外から混在ごみ等を持ち込まれるという内容の苦情が、生活環境課に多く寄せられます。ごみは各自の責任においてきちんと分別し、決められたステーションへ出しましょう。



## 4月1日施行 資源物の持ち去り禁止 命令違反者に罰金

### 町の対策

町では、昨年からの、ごみステーションからの資源物の持ち去り行為を禁止することとし、これまで町民の皆さんから多くの情報をいただいで、監視パトロールや違反者への行政指導を行ってきました。

しかし、こうした取組みにもかかわらず、違反者が後を絶たないため、4月1日（水）から、罰則規定を設け、禁止命令に違反した者に20万円以下の罰金を科するることになりました。

熊野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の改正のポイント

・町と町の委託業者以外の

者が、ごみステーションから資源（古紙、衣類、飲料缶、その他の金属など）を持ち去る行為を禁止します。

・持ち去り行為をした者に対して、持ち去り行為を止めるよう町が命令することができま。

・禁止命令を受けた後も、持ち去り行為をした者には、20万円以下の罰金が科せられることとなります。

### パトロール実施中

町では、町民の皆さんからの目撃情報などを参考にしながら、パトロールを行っています。

今後、持ち去り行為を

している者に対する指導を引き続き行うとともに、悪質な業者に対しては禁止命令を出すなど、地元警察とも協力しながら、厳正に対応していきます。

### 持ち去りを見かけたら

持ち去り行為を見かけたら、生活環境課へ通報（場所、時間、持ち去っていたものの種類、車両番号や状況）をお願いします。

なお、町民の皆さんが持ち去り行為をしている者を直接制止する行為は、危険ですのでおやめください。

町指定の収集車と持ち去りしている車との見分け方

○町指定の収集車は、午前8時半より前には収集していません。

○町指定の収集車には「熊一廃委託」と書かれたシートが貼ってあります。

■生活環境課 ☎820・5606